

## 卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要

卒業要件については学則に以下の記載がある。

### 第20条（卒業の認定）

各科とも所定の課程を修了し、規定単位を修得した者には、卒業証書を授与する。

### 第22条（進級及び卒業不適格）

所定の科目単位を取得できなかった者、または各学年内において所定の授業総時間数の3分の1以上欠席した者は、進級または卒業することができない。